

令和2年度 過剰木材在庫利用緊急対策事業

公共建築物等の構造材、内装材及び外構材への
木材製品の利用促進を緊急的に支援します

事業の趣旨、概要

事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、輸出の停滞等により丸太・木材製品の在庫量の増加や価格の下落等の影響が生じている。

このことから、公共建築物等の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援する。

事業概要

公共建築物等における木材製品の利用

- I 構造材
- II 内装材
- III 外構材

助成対象物件 用途 (第2関係)

建築確認申請での用途にて原則判断いたします。別紙「[対象物件の用途](#)」にて確認

構造材・内装材

1. 公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設
(学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等)
施主は民間でも良い
2. その他施設
地方自治体、または災害対策基本法に基づく[指定公共機関](#)
が整備する(施主である)施設
3. 住宅部分は除く

外構材

1. 別紙「対象物件の用途」の建築物(上記の「構造材・内装材」に記載している建物)に付帯して設置される外構
2. 公共の用に供する場に設置される外構(公園等の塀や柵、デッキ、遊具等)

スケジュール

主要な申請は2つ

1) 事業申請書(事業へのエントリー)＜様式1号＞

受付期間 2020年6月1日 ～ **2020年10月30日17時**

2) 助成金交付申請書(助成金の申請)＜様式6号＞

受付期間 いずれか早い方

事業完了後1ヶ月以内

又は

2021年2月26日まで

I. 申請者要件 (第3関係)

下記すべてを満たすもの者(第3関係のア～エ省略、オ、カ抜粋)

対象物件の施工者であり、

オ. 建設業法第2条第3項に定める建設業者であり、
申請にかかる対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業の許可を受けた者

ただし、工事を行うに当たり建設業の許可が不必要の場合にはなくともよい

カ.

- ① 建築確認申請等において申請する建築物の施工者として確認できる者
- ② 工事請負契約書などで工事の一部を請け負っている事業者のうち
①の施工者として確認できる者から助成事業に申請する権利の委譲を受けた者
- ③ 建築確認申請等を要さない場合は工事請負契約書等で施工者として確認できる者

申請件数の上限（第4関係）

区分（構造材、内装材、外構材）ごとの申請件数

3件以内申請（条件なし）

4件以上申請（下記いずれかを満たす）

1. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づく登録を受けていること
2. JAS材を利用すること。

構造材の区分では構造耐力上主要な部分への一部利用を必須とする

10件以上申請（上記いずれも満たす）

※ 1物件に対して、構造材と内装材の併用は不可、
構造材と外構材、内装材と外構材 での併用は可（第6関係）

構造材・内装材

Ⅱ. 助成対象物件 要件 (第5関係)

- ア. 別紙「対象物件の用途」の条件を満たすこと
- イ. 建築主が国ではないこと
- ウ. 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
- エ. 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの
- オ. 事業終了後の翌年度から起算して少なくとも5年間、
事業申請時の公共建築物等の用途を継続するもの
- カ. 新築、増改築又は修繕等をする助成対象の床面積
(建築物の住居部分を除く。)が 10㎡を超えるものであること

助成対象となる木材利用（第6関係）

居住用途部分の木材製品の利用は除く

構造材

新築、増築、改築など

全部または一部に木材製品を使用した構造材を**新規に設置する**場合に限る

内装材

仕上げの表面に新規に木材製品を用いる場合（構造材区分との併用は原則不可）

助成金の額 構造材 (第7関係)

①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

構造材	①	事業申請時に申告する延べ床面積 × 39,000円/m ² (平米)
	②	助成金交付申請時に申告する延べ床面積 × 39,000円/m ² (平米)
	③	助成金交付申請時に申告する構造材利用費 × 1/2

※構造材利用費：仮設工事費、基礎工事費、木工事費及び内装材利用費の合計

※上限金額なし

助成金の額 内装材 (第7関係)

①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

内装材 (壁・天井)	①	事業申請時に申告する内装材利用面積(壁・天井) × 12,000円/m ² (平米)
	②	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積(壁・天井) × 12,000円/m ² (平米)
	③	助成金交付申請時に申告する内装材利用費(壁・天井) × 1/2
内装材 (床)	①	事業申請時に申告する内装材利用面積(床) × 7,000円/m ² (平米)
	②	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積(床) × 7,000円/m ² (平米)
	③	助成金交付申請時に申告する内装材利用費(床) × 1/2

※内装材利用費

: 当該部の木質化部分に係る仮設工事費及び内装仕上工事費の合計

※両方が含まれる場合は、①から③までについて、それぞれの額を合算して比較

※上限金額なし

外構材

Ⅱ. 助成対象物件 要件 (第2、5関係)

構造材、内装材のア～オを満たした上で下記を満たすこと

- ア. 塀または柵 : 木材製品の利用量が1m当たり**0.04m³(立米)**以上
- イ. その他外構施設 : 木材製品の利用量が**0.2m³(立米)**以上
- ウ. 一定区域において複数の外構施設を木質化する場合
: 全ての外構施設の木材製品の利用量の合計が**0.5m³(立米)**以上

助成対象となる木材利用（第6関係）

所定の耐久性を有する木材製品を使用すること

ア. 地際又は基礎に接する部位

JAS規格の性能区分のK4又はAQ認証の1種の処理を施した木材製品

イ. 構造上重要な部位

アのほか

JAS規格の性能区分のK3又はAQ認証の2種の処理を施した木材製品

ウ. その他の部位

ア、イのほか

木材保護塗料、表面処理剤の塗布等による処理を施した木材製品

※すべてクリーンウッド法に基づく合法性を確認した木材製品

助成金の額 外構材 (第7関係)

①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

塀・柵	①	事業申請時に申告する外構利用延長×17,500円/m(※注1 30,000円/m)と、外構材利用費の見積額のいずれか低い額
	②	助成金交付申請時に申告する外構利用延長×17,500円/m(※注1 30,000円/m)
	③	助成金交付申請時に申告する外構材利用費(注2)
その他	①	事業申請時に申告する木材製品利用量×100,000円/m ³ (立米)(※注1 150,000円/m ³ (立米))と外構材利用費の見積額のいずれか低い額
	②	交付申請時に申告する木材製品利用量×100,000円/m ³ (立米)(※注1 150,000円/m ³ (立米))
	③	交付申請時に申告する外構材利用費(注2)

※注1 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合又は登録事業者が利用する場合

※注2 外構材利用費

: 当該部の木質化部分に係る仮設工事費、基礎工事費及び木工事費の合計

助成金の額 外構材 (第7関係)

①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

複数の 外構施設	①	事業申請時に申告する外構利用延長または木材製品利用量に所定の金額を乗じた額の合計と外構材利用費の見積額のいずれか低い額
	②	助成金交付申請時に申告する外構利用延長または木材製品利用量に所定の金額を乗じた額の合計
	③	助成金交付申請時に申告する外構材利用費

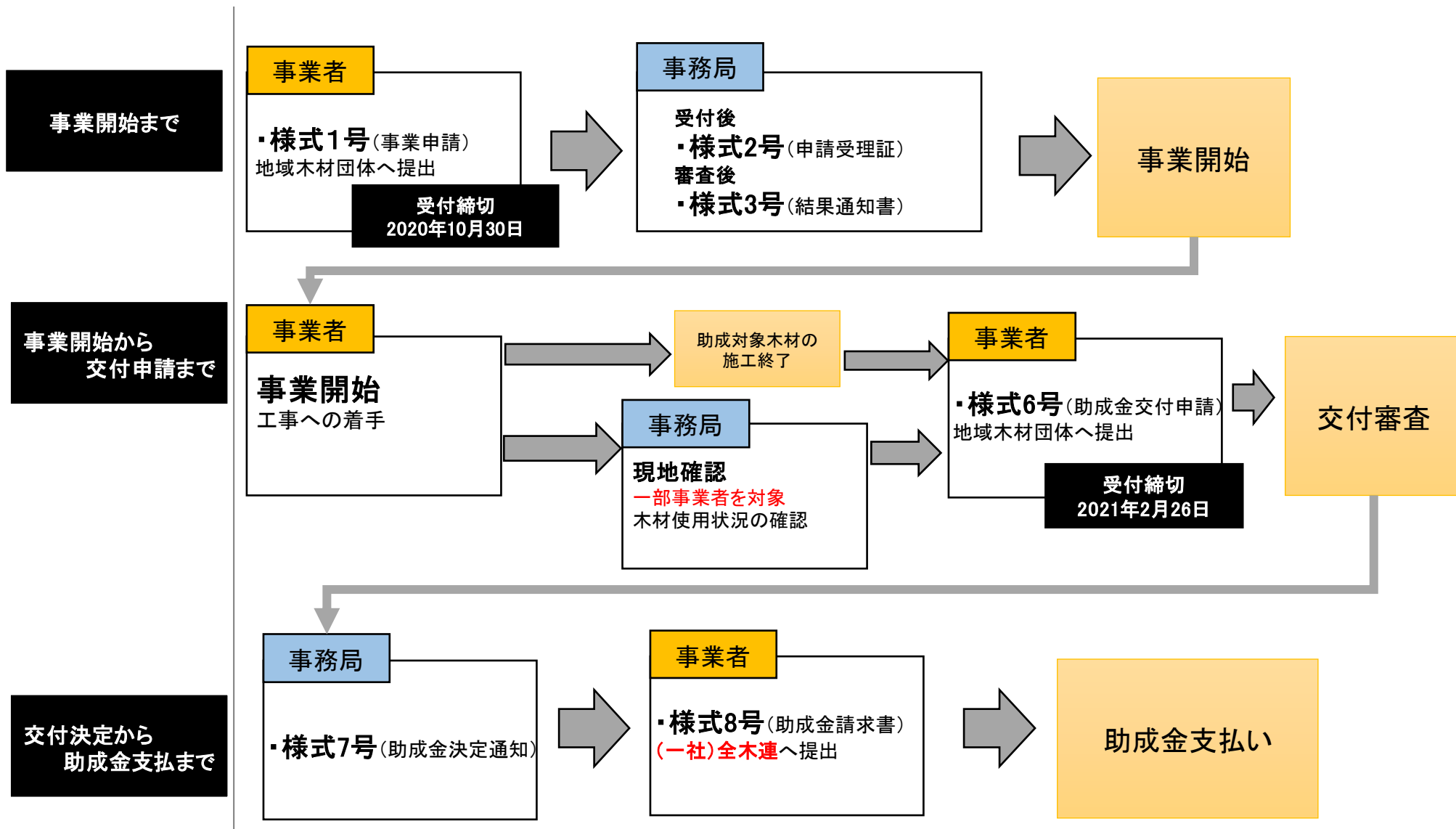
※外構材利用費

: 当該部の木質化部分に係る仮設工事費、基礎工事費及び木工事費の合計

※外構材のみ上限あり : **3000万円**

申請の流れ

スケジュール



事業申請(様式1号) 構造材、内装材 (第8関係)

提出先は物件の住所にある地域木材団体

- ① 様式1号-1(構造材), 2(内装材)のいずれか
過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書
- ② 建築確認申請一式の写し(受付されたことが分かる資料)
- ③ 建設業許可証明書(建築工事業、大工工事業等)
- ④ ②または③がない場合は工事請負契約書の写し
- ⑤ 助成金振込先の口座情報
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 図面 配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図
(木材製品の種類ごとに色分け) (次ページ参照)
- ⑧ 4件以上の申請の場合はその証拠書類
- ⑨ 委譲を受けた者の場合は権利の委譲を受けたことが
わかる資料(委譲書等)

様式1号-1 令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書【構造材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

当社は、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記物件について助成事業に申請します。

【物件の概要等】

1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業担当者の所属・氏名	
4. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: Fax: E-mail:	
5. 申請物件の部号	
(1) クリーンウッド法登録番号:	登録年月日: 年 月 日
(2) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(3) 建築確認申請等の登録上:	
6. 建築確認申請等の物件の用途	
用途番号:	用途:
7. 物件の階数	地上 階 地下 階
8. 延床面積(構造材に新たに木材を使用した際の面積の総計)	延床面積申請等の延床面積 m ²
9. 木材製品の種類	申請する構造部使用する木材製品のすべての品目に記入する。
<input type="checkbox"/> 構造用製材(目視等級構造用製材、機械等級構造用製材)(JAS材) <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材(枠組壁工法構造用材で継ぎ材を含む)(JAS材) <input type="checkbox"/> 構造用集成材(JAS材) <input type="checkbox"/> 構造用単板積層材(LVL)(JAS材) <input type="checkbox"/> 直交集成材(CLT)(JAS材) <input type="checkbox"/> その他木材	
10. 木材製品の利用身数	m
11. 助成対象	

受付締切
2020年10月30日

印こる

事業申請(様式1号) 構造材、内装材 (第8関係)

⑦ 図面について 下記の図面をすべて提出

構造材

- 木材製品の種類ごとに明瞭に色分け(凡例を表示すること)された軸組図及び梁伏せ図
- 配置図
- 平面図(部屋の用途が記載されたもの)
- 立面図

内装材

- 木材製品の種類ごとに明瞭に色分け(凡例を表示すること)された平面図
- 平面図(部屋の用途が記載されたもの)
- 立面図

※色分けについて

- 木材の種類ごとに色分け(製材、集成材、合板、フローリング 等)
- JAS材を使用する場合にはJASの品目別

事業申請(様式1号) 外構材 (第8関係)

提出先は物件の住所にある地域木材団体

- ① 様式1号-3(外構材)
過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書
- ② 施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- ③ 外構材利用費の見積額及び施設の整備内容が確認できる見積明細書
- ④ 施設の木材利用見込量が確認できる木拾い表等
- ⑤ 助成金振込先の口座情報
- ⑥ 建設業許可証明書
(建築工事業、大工工事業、造園工事業)
- ⑦ ⑥がない場合は工事請負契約書
- ⑧ 誓約書

※外構材について

電子申請システムの導入を予定しています。準備でき次第移行いたします。

様式1号-3 令和 年 月 日
過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書【外構材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

当社は、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記物件について助成事業に申請します。

【物件の概要等】

1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業損害者の所属・氏名	
4. 事業損害者の連絡先	〒
住所:	
Tel: Fax: E-mail:	
5. 申請物件の跡地	※登録事業者が収容になる場合は欄を記入して記載すること。
(1) クラウド法登録番号:	登録年月日: 年 月 日
(2) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(3) 建築上:	
6. 物件の種類・用途	種類: 用途番号: 用途:
7. 施設の区分	※該当するすべての区分に記入を。 <input type="checkbox"/> 塙又は塙 <input type="checkbox"/> その他外構施設
8. 申請区分	<input type="checkbox"/> 塙又は塙 17,500円/㎡、その他外構施設 100,000円/㎡ (登録事業者なし) <input type="checkbox"/> 塙又は塙 30,000円/㎡、その他外構施設 150,000円/㎡ (登録事業者あり)
9. 外構材利用延長 (塙又は塙の場合)	㎡
10. 木材製品の利用見込量	塙又は塙 ㎡ その他外構施設 ㎡ 合計 ㎡
11. 外構材利用費見込額	円
12. 木材製品の種類	※使用する木材製品のすべての品目に記入を。 (1) 外構施設の地盤又は基礎に接する部位: <input type="checkbox"/> JAS 炭酸性区分K4、AQ製法1径処理を施した木材製品 (2) 外構施設に使用される木材製品: <input type="checkbox"/> JAS <input type="checkbox"/> JAS

受付締切
2020年10月30日

事務局からの通知

■様式2号

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請受付書

様式2号
令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請受付書

会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名 印

貴社より申請がありました過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書を受け付けましたので通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付印。

事業申請を受け付けたことを地域木材団体から通知いたします。採択の結果については、様式3号で連絡します。

■様式3号

過剰木材在庫利用緊急対策事業審査結果通知書

様式3号
令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

貴社より申請された過剰木材在庫利用緊急対策事業にかかわる申請について、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に定める基準に従い審査した結果、採択されましたので通知します。
なお、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき事業を実施して下さい。（また、助成金交付申請は〇〇円以内で行ってください。）※

記

受付印。
助成事業印。

以上

事業開始日

採択結果の通知になります。

この通知に**記載された日より事業開始**となります。
この日以降に着工した工事費が助成の対象となります。

着工、施工中、施工終了後 写真撮影

証拠写真は事業遂行の証拠にするため、必須です。

- ① 着工前、着工時の写真（様式③号の日付以降に着工したことがわかる証拠）
- ② 助成対象木材の施工写真（施工されたことがわかる証拠）
 - 構造材
 - ・部材が施工された時点の写真（部材種（柱、梁桁、壁、床、等）ごと）
 - ・建て方完了時点の全景写真（2方向から）
 - 内装材
 - ・施工中の写真
 - 外構材
 - ・施工中の写真
 - ・塗料の塗布しているところの写真（塗布されたことがわかる証拠）
- ③ 事業完了時の建物や施工箇所の全景写真（2方向から）（事業完了時点の状態がわかる証拠）
- ④ JASマークのあるものは、JASマークがわかるような写真

※事業の成果報告のために一部の事業者に追加写真を求めさせて頂く場合があります。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影
共通 構造については
(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種（柱等）

施工中、施工終了後 現地確認（第15関係）

事務局および地方木材団体は、

一部の物件において、
現地で建て方完了後等の木材の利用状況を
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

助成金交付申請書(様式6号) 構造材、内装材 (第16関係)

提出先は物件の住所にある地域木材団体

- ① 様式6号-1(構造材), 2(内装材) 交付申請書
- ② 図面(木材製品の種類ごとに色分け)
- ③ 助成金交付金額の査定に必要となる資料(契約書等で材料費や施工費等の内訳が判別できるもの)
- ④ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事に着手がなされたことを証明する資料(指示書、写真等)
- ⑤ 記録写真
- ⑥ 建築確認申請済証の写し(建築確認申請がある時)
- ⑦ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類(仕様書、木拾い表等)
- ⑧ 内装の仕上げの表面に木材製品を使用した場合、仕上げに使用した木材製品の仕様の資料(製品カタログ等)
- ⑨ 4件以上申請しようとする場合、条件を満たしていることを証明する資料

様式6号-1

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書【構造材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

助成事業内容:

構造材	備考
① 物件名	
② 事業申請時延床面積(a)	㎡ 事業申請書(様式1号)から移記 小観点第3位因地上入
交付申請時延床面積(b)	㎡ 最終図面から算出 小観点第3位因地上入
③ 木材製品利用量	㎡ 購入明細等から小観点第2位因地上入 (参考) 樹種別材積(小観点第2位因地上入) (スギ: ㎡) (ヒノキ: ㎡) (カラマツ: ㎡) (マツ: ㎡) (その他針葉樹: ㎡) (その他広葉樹: ㎡)
木材利用量(丸太換算)	㎡ 木材製品利用量(樹種別材積)に丸太換算係数(針葉樹1.57、広葉樹1.82)を乗じた値を合計し、小観点第1位因地上入 (参考) 樹種別丸太換算材積(小観点第2位因地上入) (スギ: ㎡)

受付締切
2021年2月26日

助成金交付申請(様式6号) 外構材 (第16関係)

提出先は物件の住所にある地域木材団体

- ① 施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- ② 記録写真
- ③ 助成金交付金額の査定に必要なとなる資料(契約書等で材料費や施工費等の内訳が判別できるもの)
- ④ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事の着手があったことを証明する資料(指示書、写真等)
- ⑤ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類(仕様書、木拾い表等)
- ⑥ 合法伐採木材を使用していることが確認できる資料
- ⑦ 対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料
- ⑧ クリーンウッド法に基づく登録事業者であることを確認できる資料(単価がCW登録の時)
- ⑨ 4件以上申請しようとする場合、条件を満たしていることを証明する資料

様式6号-3

令和 年 月 日

通商木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書【外構材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

助成事業(の)

※不要な欄については削除すること

外構材(原文は種)	備考
① 物件名	
② 事業申請時外構利用延長(a)	m 事業申請書(様式1号)から修訂 小観点第3位因替五入
交付申請時外構利用延長(b)	m 最終図面から算出 小観点第3位因替五入
③ 木材製品利用量	m ² 最終図面、搬入明細等から算出 し、小観点第3位因替五入 (参考) 樹種別材積(小観点第3位因替五入) (スギ: m ³) (ヒノキ: m ³) (カマツマツ: m ³) (マツ: m ³) (その他針葉樹: m ³) (その他広葉樹: m ³)
木材利用量(丸太換算)	m ³ 木材製品利用量(樹種別材積に丸太換算係数(針葉樹1.57、広葉樹1.82)を乗じた値を合計し、小観点第1位因替五入(1m ³ 未満の場合は1m ³ とする) (参考) 樹種別丸太換算材積(小観点第3

受付締切
2021年2月26日

助成金交付決定・助成金交付請求 (第17, 18関係)

様式7号

様式7号
令和 年 月 日

通則木材在庫利用緊急対策事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

貴社より申請がありました通則木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき通則木材在庫利用緊急対策事業助成金交付請求書(様式8号)を一般社団法人全国木材組合連合会に提出して下さい。

助成事業No.		
物件名		
助成金交付決定額	(1)構造材	
	(2)内装材	
	(3)外構材	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

様式8号

様式8号
令和 年 月 日

通則木材在庫利用緊急対策事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

通則木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記助成事業の助成金を請求します。

助成事業No.		
物件名		
交付決定通知日		
請求金額	(1)構造材	
	(2)内装材	
	(3)外構材	

交付決定通知書に記載された金額を
記入して、**全国木材組合連合会**に送
付してください。

木材製品の利用促進に向けたPR

取組事業者は、助成事業の対象物件の竣工後、ホームページへの掲載その他の方法により、当該物件において木材製品を利用していることについてPRに努めるとともに、少なくとも5年間は、事業申請時の用途が変更されていないか確認するよう努めてください。

なお、ホームページへの掲載を行った場合は、当該ページのURLを全木連あてにお知らせください。

必ず公募要領をお読みください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.mokuzai-zaiko.jp/>

過剰木材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



全木連補助事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00~17:30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai